令和 6年度　　事務事業評価表（　令和 5年度　の実績評価）

記入年月日						
令和	6	年	4	月	1	日

事務事業名	分限懲戒処分事務	事業区分		担当	
		新規/継続	継続	事務事業№	060401000586
政策体系上の位置付け		単独/補助	単独	所属課	010301
政策体系	総合計画の施策名	0604	組織経営と人事マネジメントの充実			職員課
	政策名	06	みんなで築く自治のまちづくり			課長名	
	施策名	04	組織経営と人事マネジメントの充実			グループ	人事給与G
	手段名	01	①職員の資質向上と人材育成			担当者名	

財務会計上の位置付け								事業期間
予算科目	会計	款	項	目	事業	細	一般会計	単年度繰返し　（ 平成17 年度～）
	01	02	01	02	01	00	人事管理事業	↳ 期間限定の場合、総投入量を（3）投入量の右側に記入

法令根拠	地方公務員法、桜川市職員の分限処分の基準等に関する規程、桜川市職員の懲戒処分等に係る基準、桜川市職員分限、懲戒等審査会要綱

【Do】　1．事務事業の現状把握（その1）

（1）事務事業の概要

手段	①事務事業の概要（事務事業の全体像）	②担当者が行う業務の内容・やり方・手順
	○分限処分 　地方公務員法の規定に基づき、公務能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合、職員の意に反する降任、免職及び休職の処分を行う。 ○懲戒処分 　市職員が公務員として、ふさわしくない行為等があった場合、市長は桜川市分限、懲戒等審査会の報告を受け、懲戒の処分を決定し該当職員に書面をもって交付する。 　　懲戒処分の内容（戒告、減給、停職、免職、その他注意） 　　分限処分の内容（降任、休職、免職）	桜川市分限、懲戒等審査会の開催、事情聴取等

（2）事務事業の手段・対象・意図と各指標、指標値の推移

①手段　（担当者の活動内容）	④活動指標　（活動量を表す指標）	単位	04年度（実績）	05年度（実績）	06年度（計画）	07年度（目標）	08年度（目標）
分限懲戒処分検討委員会の開催 事情聴取等	審査会の開催回数	回	16.00	18.00	12.00	12.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

②対象　（誰、何を対象にしているのか）	⑤対象指標　（対象の大きさを表す指標）	単位	04年度（実績）	05年度（実績）	06年度（計画）	07年度（目標）	08年度（目標）
全職員（再任用職員、会計年度任用職員含む）	対象職員数（正規職員及び再任用職員）	人	401.00	405.00	401.00	403.00	403.00
	対象職員数（会計年度任用職員）	人	294.00	266.00	251.00	251.00	251.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

③意図　（この事業によって対象をどう変えるのか）	⑥成果指標　（対象における意図の達成度を表す指標）	単位	04年度（実績）	05年度（実績）	06年度（計画）	07年度（目標）	08年度（目標）
・分限処分　他の職員との均衡を保つ ・懲戒処分　違反行為を起こした職員及び関係者を懲戒処分として、意識の改革を促す。	分限処分を受けた職員数	人	15.00	10.00	10.00	10.00	0.00
	懲戒処分及び指導的注意を受けた職員数	人	19.00	27.00	15.00	15.00	15.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

（3）　投入量（事業費）の推移

投入量			04年度（実績）	05年度（実績）	06年度（計画）	07年度（目標）	08年度（目標）	期間限定総投入量
事業費 財源内訳	国庫支出金	千円	0	0	0			
	県支出金	千円	0	0	0			
	地方債	千円	0	0	0			
	使用料・手数料	千円	0	0	0			
	その他	千円	0	0	0			
	一般財源	千円	129	159	130			
事業費計（A）		千円	129	159	130			
正規職員従事人数		人	2.00人	2.00人	2.00人			

事業費の内訳

05年度事業費 実績（千円）				06年度事業費 予算（千円）			
11 役務費	159			11 役務費	130		
		合　計	159			合　計	130

（4）当該年度の実施内容

※年度ごとに事業内容を記入する	06年度の事業内容	07年度の事業内容	08年度の事業内容
	適正に分限、懲戒処分を行う。	適正に分限、懲戒処分を行う。	適正に分限、懲戒処分を行う。

事務事業名	分限懲戒処分事務	事務事業№	60401000586	所属課	職員課

（5）この事務事業を開始したきっかけは、いつ頃どんな経緯で開始されたのか？　開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？

地方公務員法の規定により実施
　公務員の法令遵守が強く求められ、特に職員の飲酒運転の防止並びに職員の綱紀粛正の徹底と不祥事の防止を図るため、今までの「桜川市職員の交通事故等に係る懲戒処分等に関する基準」を見直しをして「桜川市職員の懲戒処分等に関する基準」を定め平成２０年１月１日より施行した。

（6）この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者）からどんな意見や要望が寄せられているか？

懲戒処分の基準があるが、分限処分に関する基準がないとの指摘があったが、平成２９年４月に桜川市職員の分限処分の基準等に関する規程を制定した。

【See】　2．評価の部　　＊原則は事前評価。

	評価項目	
現状維持	①政策体系との整合性　（この事務事業の目的は市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？）	
	結びついている	適正な人事管理を行なうために、事業を実施している
	② 公共関与の妥当性　（なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？）（法定受託事業はその名称）	
	妥当である	地方公務員法上の措置により、事業は必須である。
有効性	③ 成果の向上余地　（成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？）	
	向上余地がない	公正な処分のため、分限・懲戒等審査会での慎重審議を経て実施している。
	④廃止・休止の成果への影響　（事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？）	
	影響有	職員の綱紀粛正が図れなくなる。
	⑤類似事業との統廃合・連携の可能性　（類似事業や統廃合の可能性がありますか？（市以外の取り組みも含む））	
	（他に手段がある場合）⇨	具体的な手段、事務事業名
	余地がない	類似する事業はない。
効率性	⑥事業費・人件費の削除余地（成果を下げずに事業費を削除できないか？やり方を工夫して延べ業務事業を削減できないか？）	
	削減余地がない	事業費は分限処分対象者の受診命令による医師診断書料であり、これ以上の削減余地はない。
公平性	⑦ 受益機会・費用負担の適正化余地　（事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？）	
	公正・公平である	特になし

【Plan】　3．評価結果の総括と今後の方向性（次年度計画と予算への反映）

（1）　１次評価者としての評価結果

①目的妥当性	■	適切	□	見直し余地あり
②有効性	■	適切	□	見直し余地あり
③効率性	■	適切	□	見直し余地あり
④公平性	■	適切	□	見直し余地あり

⇨

（2）　全体総括（振り返り、反省点）

　ストレスチェック制度が開始され、人事評価における年４回の面談で上司と部下のコミュニケーションを図ることにより、精神的な疾病による長期療養者を未然に防ぐ対策を取った。公正な処分も大事なことであるが未然防止対策がより肝要である。

（3）　今後の事業の方向性

□ 終了　■ 継続 → □ 改革改善を行う →（複数回答可）
- □ 目的の再設定
- □ 有効性の改善
- □ 統廃合ができる
- □ 効率性の改善
- □ 公平性の改善
- □ 連携ができる

□ 廃止　□ 休止　→ ■ 現状維持

（4）改革・改善による期待成果
（終了・廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト 削減	維持	増加
成果	向上			
	維持		○	╳
	低下		╳	╳

（5）　改革，改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

（6）事務事業優先度評価結果

成果優先度評価結果	④

【Check】　4．確認及び改革改善に向けての指摘事項

（1）　課長評価

課長確認後の評価

A

A：継続（現状維持）
B：継続（改革改善を行う）
C：終了、廃止、休止
D：2次評価へ提出

（2）　部長確認及び評価　（課長評価により、C、D判定及び確認が必要な場合）

確認欄